

政務活動費連絡会記録

1 開催日時 令和6年10月11日(金) 11:12~11:27

2 開催場所 新庁舎8階 議会中会議室

3 出席者

(1) 出席議員

座長 新堀 史明

委員 田中 信次、武田 翔、山口 美津夫、栄居 学、菅原 あきひと、佐藤 けいすけ、
藤井 深介、松川 正二郎

(2) 議会局出席者

局長 浦邊 哲、副局長兼総務課長 山田 修、管理担当課長兼副課長 山崎 智之
経理課長 奥澤 陽一、参事兼議事課長 井上 実、政策調査課長 林 弘幸

4 議題

政務活動費のあり方の検討について

5 会議記録

(新堀座長)

それでは、ただ今から政務活動費連絡会を開会いたします。

この際、議会局から報告を求められておりますので、よろしく申し上げます。

(奥澤経理課長)

それでは、政務活動費に係る証拠書類等のホームページ公開についてご報告させていただきます。

報告資料「政務活動費に係る証拠書類等のホームページ公開について」をご覧ください。

「1 対象」についてですが、今年度ホームページ公開する政務活動費の対象ですが、令和5年度の5月交付分から3月交付分までとなっております。

「2 収支状況」についてです。

「(1) 政務活動費交付金の交付方法」についてでございますが、今回、ホームページに掲載する政務活動費交付金の交付方法は、「会派交付」が資料記載の6会派、「議員交付」が同じく6会派、そして、「会派及び議員交付」が同じく1会派となっております。

続いて、「(2) 交付確定額」についてですが、本県議会では、議員一人あたり月額53万円を交付しており、今回の対象期間が令和5年の5月から令和6年の3月まででございますので、議員数×11か月となります。

しかし、年度途中での会派の議員数の増減がありました関係で、「交付額」は記載の額となっております。

「交付確定額」については、交付額のうち政務活動費として計上された額となっており、「交付額」から「交付確定額」を差し引いた、残り433万6千余円については、県に返還されております。

次に「3 ホームページ掲載内容」についてですが、こちらについては、「別紙1」をご覧ください。

「別紙1」は、現在、県議会ホームページに掲載されている画面でございます。

現時点では、令和5年度の5月交付分から3月交付分までの全体の収支一覧表と各会派及び議員の収支報告書が掲載されておりますが、各会派や議員ごとの収支報告書をクリックしていただきますと、「別紙2」のように、各交付先別の収支報告書や会計帳簿及び証拠書類等の閲覧画面に移り、閲覧できるようにする予定です。

最後に「4 ホームページ公開までのスケジュール」です。

令和6年4月30日に政務活動費収支報告書、会計帳簿及び証拠書類等の議長提出が行われておりまして、7月1日に収支報告書の書面での閲覧を開始し、併せてホームページへの掲載を行いました。

そして、先日、9月30日には会計帳簿及び証拠書類等の書面での閲覧を開始し、来月、11月29日金曜日に当該書類をホームページに掲載する予定です。

私からの説明は、以上でございます。

(新堀座長)

お聞きのとおりであります。このことについて、質問等がある方はどうぞ。

(なし)

(新堀座長)

ご質問は、ないようですので、このことについてはご承知おきください。

それでは、本日の議題の「政務活動費のあり方の検討について」に入らせていただきます。

お手元の資料をご覧ください。本日は、今年度の検討事項のうち、「2 事務所の警備料の取扱い」から、「4 事務所の家賃保証料（解約時等に返還されないもの）の取扱い」について、協議を行いたいと思います。

それでは、このことについて、議会局から説明願います。

(奥澤経理課長)

それでは、ご説明させていただきます。

まず、検討事項「2 事務所の警備料の取扱い」についてでございます。

本県議会の政務活動費の指針におきましては、現状では、事務所の警備料について、政務活動費で充当不可としております。

他都道府県の状況でございますが、全国の46都道府県議会に照会したところ、そのうち12議会において事務所の警備料を政務活動費で充当可とする取扱いをしてございました。また、その中で警備会社から機器を買い取る経費は充当不可としている議会もありました。

なお、この事務所の警備料については、政務活動費で支出することを認めるとの判例もございます。

次に、検討事項「3 事務所の管理運営費（資産形成につながらない小規模修繕）の取扱い」についてでございます。

本県議会の指針では、現状では、事務所の修繕料につきましては、政務活動費で充当不可としております。

都道府県議会の中では、10議会において、資産形成につながらない小規模修繕について、政務活動費で充当可とする取扱いをしております。

最後に、検討事項「4 事務所の家賃保証料（解約時等に返還されないもの）の取扱い」についてでございます。

本県議会の指針では、現状において、事務所の賃借関係の経費において充当可と致しておりますのは、事務所及び事務所に附設する駐車場の賃借料のほか、仲介手数料、礼金、契約更新

料でございますが、敷金、保証金については充当不可としております。

都道府県議会の中では、3議会において、解約時に返還されない家賃保証料について、政務活動費で充当可とする取扱いをしております。

私からの説明は、以上でございます。

(新堀座長)

お聞きのとおりであります。

このことにつきまして、質問がある方は、どうぞ。

(田中委員)

ただ今、議会局の説明の中で、事務所の警備料については、政務活動費で支出することを認めるという裁判の判例があるとの説明があったと思いますが、その概要について伺えますでしょうか。

(奥澤経理課長)

政務活動費における事務所の警備料の支出に係る最近の判例につきましては、2件ございます。

まず、1件目は、栃木県議会に係る令和2年6月18日の宇都宮地裁の判例でして、これは「マニュアル上、政務活動費として支出することが認められているから、事務所の警備に要する支出についても、政務活動費から支出することが認められるべきである。」というものでございます。

その後、控訴があり、令和3年9月8日に、東京高裁にて、原判決の内容をそのまま引用した判決となっております。

次に2件目は、青森県議会に係る令和5年2月10日の青森地裁の判例で、「警備料は議員事務所の管理のために必要な費用であり、事務所費として政務活動費から支出することも許容されるべき」というものでございます。

以上でございます。

(田中委員)

参考になりました。

(新堀座長)

それでは、資料の表の右側の「方向性」の欄が空白になっている訳ではありますが、各検討事項に係る「方向性」について、各会派のお考えをご発言ください。

それでは、まず、「2 事務所の警備料の取扱い」ですが、このことについて、各会派のご意見等はいかがでしょうか。

(田中委員)

昨今、盗難や不審者の侵入などがございますし、我々議員や事務所スタッフの安全面を非常に危惧している声が大きくなってきております。

県庁の庁舎でも、ご存じだと思いますが、セキュリティゲートを先日設置し、安全対策を強化したものと承知しているところでございます。また、議会局から説明がありましたように、事務所の警備料については、政務活動費から支出することを認めているという裁判の判例もあるということも先ほどの説明で分かりました。

このような状況を考え合わせてみますと、事務所の警備料については、事務所の管理のために必要な経費として、政務活動費で充当できるとしてもよいのではないかと我々の会派では考えております。

(菅原委員)

我が会派でも、他県の状況を踏まえて今後検討が必要であると考えておりますので、方

向性としては、指針に盛り込むなども有りだと考えております。

(佐藤委員)

私たちの会派でも、他議会でもこういう事例があるということですので、指針に明記などすれば、充当することはできるのではないかと考えております。

(藤井委員)

判例について、課長からお聞きしました。自民党と同趣旨で進める方向でお願いします。

(松川委員)

事務局からもご説明いただいたとおり、自民党がご提案いただいた方向性で進めていただければと思います。

(新堀座長)

次に、「3 事務所の管理運営費（資産形成につながらない小規模修繕）の取扱い」ですが、このことについて、各会派のご意見等はいかがでしょうか。

(田中委員)

小規模修繕ということですが、どのようなものが該当するかを、我が会派で考えてみましたが、通常であれば、ほとんどの修繕は所謂大家さん、貸主の方で対応してくれる契約になっている場合が多いのではないかと思います。そうした中で想定されるのは、蛍光灯の交換ぐらいなのではないかと思います。

そう考えると、「政務活動費の指針」の「具体的な経費の事例」のところに、「蛍光灯の交換」と追加すればよいのではないかとということで、意見を申し上げます。

(菅原委員)

我が会派でも、たとえば「蛍光灯の交換」という話が出たと思いますが、今後も検討が必要でありまして、これも一つの案であるが、指針に盛り込むことが必要だと考えています。

(佐藤委員)

小規模修繕について、進めるという方向で考えてよいと思っています。自民党の趣旨に賛成したいと思います。

(藤井委員)

資産形成につながらないという点は大事だと思いますので、そういう意味での小規模修繕は良いのではないかと思います。

(松川委員)

皆さんおっしゃられるとおり、資産形成につながらない小規模修繕ということで、方向性としてはよろしいと思います。

(新堀座長)

以上、お聞きのとおりであります。

最後に、「4 事務所の家賃保証料（解約時等に返還されないもの）の取扱い」ですが、このことについて、各会派のご意見等を伺いたいと思います。

(田中委員)

家賃保証料については、賃貸借契約において、毎月の賃借料に含まれていたり、契約更新時に支払ったりしないと契約できないケースがあると思われます。

いずれのケースにおいても解約時等に家賃保証料が返還されないものであれば、政務活動費で充当できることとしてもよいのではないかと考えています。

その場合、保証料には解約時等に返還されるものと、返還されないものがあると思うので、充当できるものは返還されないものということ指針で明確にしておくべきであると

思います。

(菅原委員)

この項目の肝は、まさに解約等に返還されないものというものだと考えています。これを政務活動費で充当できるように、政務活動費の方向性として考えていきたいと思います。

(佐藤委員)

同様ではありますが、「解約時に返還されない家賃保証料」と指針に明記するなどすればよいのではないかと思いますので、よろしくお願いします。

(藤井委員)

皆さんと同趣旨なので、よろしくお願いします。

(松川委員)

同様の意見です。

(新堀座長)

他に、何かご発言はありますか。

(なし)

(新堀座長)

ただ今、委員の皆様からいただいたご意見を踏まえて、後日、各検討事項の方向性につきまして座長案をお示ししますので、よろしくお願いします。

それでは、本日はこの程度としまして、次回は検討事項の5から7について、引き続き協議を行いたいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

(新堀座長)

ご了承願います。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次回の政務活動費連絡会は、11月18日月曜日、議会運営委員会終了後に開催いたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、開催通知につきましては、ただ今ご出席の皆様には、省略させていただきたいと思っておりますので、ご了承願います。

それでは、政務活動費連絡会を終了いたします。

ご苦労様でした。